

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B郡所在のCに採用され、教室長（家庭教師）として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、普通自家乗用車にて帰宅途上、路肩に停車していたところ、酒気帯び運転の普通貨物自動車に追突され負傷した（以下「本件交通事故」という。）。請求人は、同日、D病院に受診し「頸部痛、四肢筋力低下」と診断され、その後、転医先のE医院で「頸椎捻挫、頭部打撲傷、前胸部打撲傷」の傷病名で通院加療した。

請求人は、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）とされたが、本件交通事故時の受傷後、約6か月後に頸髄損傷を疑う症状が出現し、受傷当時に所見されていなかった歩行障害や両上肢巧緻運動障害などの症状が出現したとして、J病院に受診し「頸髄損傷、神経因性膀胱」と診断され、同傷病名により、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求を行った。

監督署長は、この障害給付の請求に対して、本件交通事故による受傷と事故後6か月後に発症した頸髄損傷との間に医学的な因果関係は認められないものであり、残存する障害は、本件交通事故の受傷時の頸椎捻挫に起因して残存する「頸部痛、頭痛」であるとして、その障害の程度について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9と認定し、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

請求人に残存する障害について医証を見ると、本件交通事故後のX線写真、頸椎MR I、頭部MR Iでは異常所見は認められず、本件交通事故について請求人が提起した損害賠償事件の第1審における鑑定書において、F医師は「原告の症状は外傷性頸随損傷ではなく、心因性四肢麻痺などが強く疑われる。」と述べ、G医師は、「受傷6か月後から明らかになった四肢筋力低下、両手巧緻性障害、排尿障害等は頸随損傷によるものとは考え難い。」「裁判鑑定書における『心因性四肢麻痺などが強く疑われる』は、医学的に原因が特定できないことを意味しており、頸随損傷の否定だけでなく、事故との関連をも否定するものである。仮に事故から6か月が経過して、心因性四肢麻痺の原因となりうる心療内科的疾患あるいは精神科的疾患が発病したとしても、これは患者の内的素因に起因するものであって事故によるものとは考えられない。」と述べている。

労災保険法上の通勤災害による障害給付は、通勤災害により労働者が負傷し、又は疾病にかかり、治ゆしたときに障害が残存する場合に、当該障害の程度に応じて行うこととされており、その目的は障害による労働能力のそう失に対する損

失補てんにある。したがって、障害の程度の評価に当たっては、通勤災害により発生した負傷又は疾病と相当因果関係があると認められる障害を対象とするものであり、他の要因が介在した可能性があると判断される場合には、当該要因が通勤災害に基づくものであると認められない限り、考慮されないものである。

上記損害賠償事件の控訴審判決において、高等裁判所H支部は、請求人に新たに生じた症状について、医学的な発生メカニズムは不明としながらも、その他の原因が見当たらず、また心因の影響があるとしても本件交通事故との因果関係は否定できないとして、心因によるとされる影響の割合を減額して損害賠償を認めている。しかしながら、当審査会としては、同判決の既判力が、本件障害給付請求の判断に及ばないことはもとより、労災保険法上の障害の程度の評価に当たっては、上記のとおり、通勤災害により発生した負傷又は疾病との間に相当因果関係が要求されると判断するところであり、本件障害を本件交通事故による外傷に起因するものと所見したI医師も、身体所見と画像の乖離については、現在の医学では説明がつかない旨所見していることから、未だ本件交通事故による負傷と本件障害との間に、相当因果関係は認められていないものと判断する。この点、同判決が、本件障害について心因の影響があることを否定せず、損害額の減額を行っていることも、障害給付における障害の程度の判断に際して、労災保険法が求める保険事故と請求人の負傷との間の相当因果関係を認めたものではないことの証左であると思料する。

なお、同判決は、鑑定の結果から心因性四肢麻痺等が強く疑われるとしながら、「心因の影響があるとしても本件交通事故との因果関係を否定する趣旨とは解されない。」として、本件交通事故と請求人の負傷との因果関係が認められるがごとき表現を用いるものの、同判決にいう因果関係とは、損害の分配を前提とした民事訴訟における配分原理に基づくものと解されるどころ、上記のとおり通勤災害により発生した負傷又は疾病と相当因果関係が認められる場合に限り保険給付を行う労災保険法上の相当因果関係（業務起因性）とは、本件事案に即していえば、事故が請求人の四肢麻痺を引き起こしたものであることが現代の医学において相当程度の確率をもって証明されることを求めるものと判断すべきであり、心因性である可能性が高いとされている請求人の本件障害については、労災保険法上の相当因果関係があるとは判断できないものであることを付言する。

以上のことから、当審査会としては、上記のG医師の所見は妥当であると判断

するところであり、請求人に残存する障害は、頸椎捻挫に起因する「頸部痛、頭痛」であり、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当し、障害等級表においては第14級の9に相当するものと判断する。

- 3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。